

【2】 65歳以上の方の非課税措置の廃止と経過措置

平成17年度までは、65歳以上の方で前年の合計所得が125万円以下の方については市・道民税が非課税でしたが、平成18年度からこの措置が廃止されています。

ただし、平成17年1月1日時点で65歳以上であった方については、経過措置が設けられて段階的に課税されていきますが、平成20年度からは全額課税されることとなります。

経過措置の内容		平成18年度	平成19年度	平成20年度
均等割	市民税	1,000円	2,000円	3,000円
	道民税	300円	600円	1,000円
所得割		3分の1課税	3分の2課税	全額課税

以上をふまえての、市・道民税の計算モデルケース

平成18年度の改正では、老年者控除の廃止や高齢者の非課税措置の廃止などにより、今まで非課税だった一部の高齢者の方に課税されるなどがありました。

ここで、平成19年度の税額を、平成18年度と比べてみますので参考にしてください。

ケースはいずれも、一定の額が控除されるものとして計算しています。また、あくまで一例であり目安ですので、実際は、個人個人によって扶養等の控除が異なるため、収入は同じでも、算出税額が下記の表と異なる場合があるということにご留意ください。

■ 独身者の場合

給与収入	平成18年度			→	平成19年度			=	増加税額 ②-①
	所得税	市・道民税	合計①		所得税	市・道民税	合計②		
300万円	111,600	59,600	171,200		62,000	126,500	188,500		17,300
500万円	232,200	150,700	382,900		160,500	260,500	421,000		38,100
700万円	426,600	283,900	710,500		376,500	404,500	781,000		70,500

■ 夫婦+子供2人(子供の内一人は16歳以上~23歳未満の特定扶養)の場合

給与収入	平成18年度			→	平成19年度			=	増加税額 ②-①
	所得税	市・道民税	合計①		所得税	市・道民税	合計②		
300万円	0	8,300	8,300		0	9,000	9,000		700
500万円	107,100	70,300	177,400		59,500	135,500	195,000		17,600
700万円	236,700	181,300	418,000		165,500	293,500	459,000		41,000

■ 65歳以上で年金収入のみの単身者の場合

給与収入	平成18年度			→	平成19年度			=	増加税額 ②-①
	所得税	市・道民税	合計①		所得税	市・道民税	合計②		
200万円	20,700	5,800	26,500		11,500	19,800	31,300		4,800
245万円	54,700	11,600	66,300		30,400	45,000	75,400		9,100
300万円	97,700	57,200	154,900		54,300	116,700	171,000		16,000

■ 65歳以上で年金収入のみで控除対象配偶者を有する場合

給与収入	平成18年度			→	平成19年度			=	増加税額 ②-①
	所得税	市・道民税	合計①		所得税	市・道民税	合計②		
200万円	0	1,300	1,300		0	2,600	2,600		1,300
245万円	19,400	6,300	25,700		10,800	19,700	30,500		4,800
300万円	60,600	40,500	101,100		33,700	78,000	111,700		10,600

※税源移譲による税負担(所得税+市・道民税)は変わらないものの、定率減税の廃止、老年者非課税措置の段階廃止に伴い、上のモデルケースのように、ほとんどの方の税額は増加することとなります。

市・道民税の改正に関する問い合わせ先

税務課市民税係 ☎ 24-2111 内線 334・369番

市税の納付は口座振替をお勧めします  
納付の手間や納め忘れの心配がなく、安心・便利です

問い合わせ先 税務課納税係 ☎ 24-2111 内線244番

